

第1回 糸魚川市駅北まちづくり会議（推進会議） 次第

令和元年7月9日(火)13時30分
ヒスイ王国館 勾玉

- 1 開 会
- 2 あいさつ 米田 徹 市長
- 3 委員紹介
- 4 駅北まちづくり会議について
 - (1) 会議趣旨等について
 - (2) 実践会議の立ち上げについて
 - (3) その他
- 5 意見交換
- 6 閉 会

糸魚川市駅北まちづくり会議（推進会議委員）

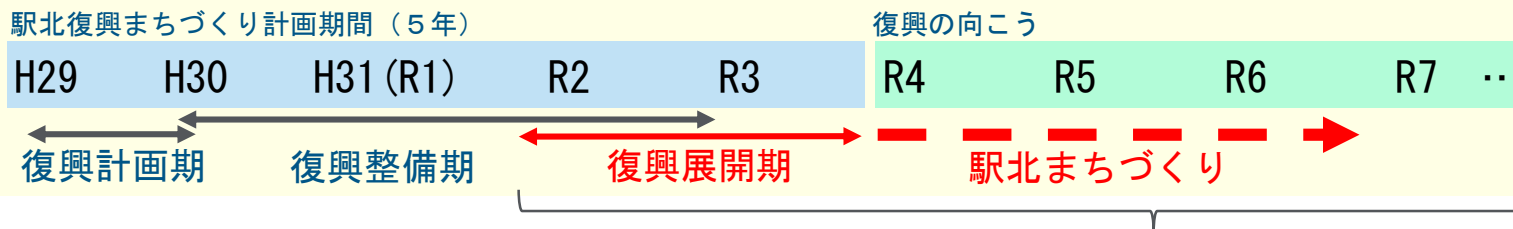
※要綱推薦団体順 敬称略

No.	団体名等	役職等	氏名	備考
1	糸魚川市	市長	米田 徹	
2	糸魚川商工会議所	会頭	猪又 史博	経済関係団体委員
3	糸魚川広域商店街	会長	小坂 功	経済関係団体委員
4	一般社団法人 糸魚川市観光協会	事務局長	佐々木 繁雄	経済関係団体委員
5	ひすい農業協同組合	組合長	吉原 勝廣	一次産業団体委員
6	ぬながわ森林組合	業務部長	伊藤 博昭	一次産業団体委員
7	糸魚川信用組合	理事長	黒石 孝	金融機関団体委員
8	大町区	区長	齋藤 伸一	被災自治会委員
9	新潟県糸魚川地域振興局	局長	八木 威	県委員
10	株式会社リノベリング	代表取締役	清水 義次	外部アドバイザー
11	株式会社リノベリング	取締役	西村 浩	外部アドバイザー

【策定の目的】

- ・復興まちづくり計画における「復興展開期」及びその先（復興の向こう）のまちづくり戦略を共有する
- ・市民会議の検討結果、リノベーションスクール提案事業などの活動を推進、実施する。
- ・駅北まちづくりを進めるにあたって、行政・企業・地域の連携や役割分担を明確にする

被災者支援、被災地復興から「駅北まちづくり」への新たなステージへの転換期。



「復興の向こう」(R4以降)を見据えた 駅北まちづくり戦略の策定

- 対象地域 : 駅北地区（復興計画エリア17ha + α）
- 戦略期間 : 令和2年度から令和6年度（5年） ※令和2年夏頃の策定を目指す
- 戦略概要 : 地区分析、プロジェクト(*)設定、プロジェクトごとの展開戦略など

(*)プロジェクトとは？ 民間サイド：市民会議やリノベーションスクールにおける提案等

行政サイド：復興まちづくり計画における、にぎわい拠点施設・にぎわい創出広場ほかの公共空間

【戦略策定の流れ】

市民会議・リベスクール (H30年度開催)

- ・駅北地域の「にぎわい」定義
- ・にぎわいにつながる活動の提案
- ・官民連携（協働）に向けた意識啓発
- ・地域資源（あるもの）の利活用

検討成果を実行計画(戦略)に編集

駅北まちづくり会議 (R元年度設置)

戦略を策定・推進する組織

実践会議(策定・実行組織)

- プロジェクトごとに部会を設置
- ・にぎわいの拠点部会、子育て教育部会...etc

推進会議 (承認・応援組織)

駅北まちづくり戦略 (R2年度策定予定)

【戦略の構成】

- ・展開エリア（戦略図）
- ・展開シナリオ（プロジェクトごと）

（にぎわいの拠点の展開シナリオは施設の基本構想として位置付け）

策定体制と会議のスケジュール

【策定体制】

推進会議

まちづくり戦略策定、実践会議提案事項等の応援（資金援助、人的支援、情報発信）等

・糸魚川商工会議所、糸魚川広域商店街、糸魚川観光協会、1次産業関係団体、市内金融機関等の代表者

座長（外部アドバイザー）

庁内委員会

実践会議の実現に向けた規制緩和、施策修正、制度支援等

※部会に関係する課を随時追加

糸魚川市駅北まちづくり会議

推進会議（戦略の承認と実行の応援）

実践会議（戦略の策定と実行）

実務部会 会議委員+庁内委員

実務部会 会議委員+庁内委員

実務部会 会議委員+庁内委員

【進め方】

テーマ毎の議論（子育て、地産地消、健康 など）

- ・現状、課題分析
- ・基調講演、意見交換

外部アドバイザー（予定）

・清水義次 氏
（株式会社アフタヌーンソサエティ 代表取締役）
（株式会社リノベリング 代表取締役）

・西村 浩 氏
（株式会社ワークヴィジョンズ 代表取締役）
（株式会社リノベリング 取締役）

実践会議

駅北地内等における事業実行等メンバー

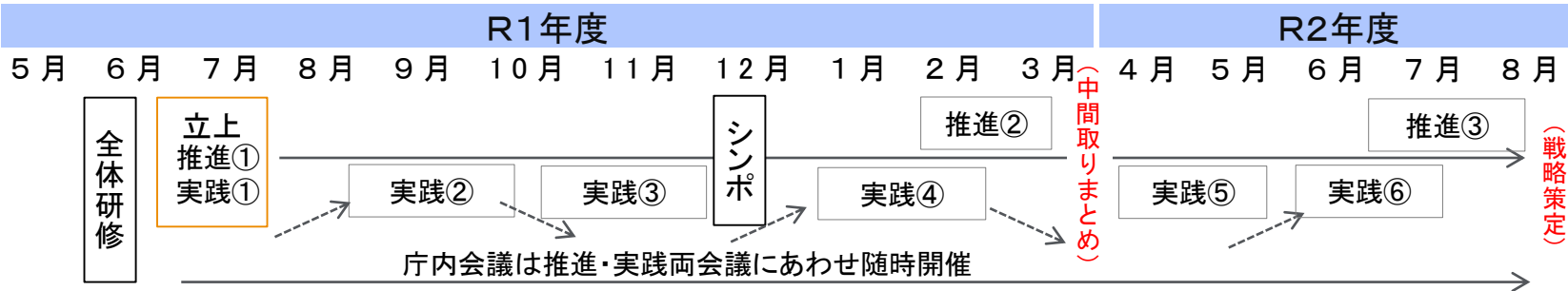
- ・まちづくり活動団体の代表
- ・駅北地区の事業所
- ・リノベスクールの市内講師 等
- ・リノベーションスクール参加者
- ・30年度市民会議構成員
- ・検討会議参加団体の会員 等

座長（外部アドバイザー）

庁内委員会 実践会議への参画

【スケジュール】

- ・R2. 8月頃策定
- ・推進会議 全3回
- ・実践会議 全6回
- ・庁内会議 適宜を予定



駅北まちづくり会議（実践会議） 予定

日 時	概 要	会 場	備 考
令和元年 8月6日(火) 18時30分から	<ul style="list-style-type: none"> ・会議設置趣旨 ・市の現状、課題整理 ・自己紹介 ・テーマ検討、設定 ・意見交換 	市民会館 エントランス	
9月28日(土) 13時30分から	「テーマ（その1）」 <ul style="list-style-type: none"> ・市の現状、課題整理 ・講演、ディスカッション、まとめ 	市役所 ホール	保育ルーム 設置
11月11日(月) 18時30分から	「テーマ（その2）」 <ul style="list-style-type: none"> ・市の現状、課題整理 ・講演、ディスカッション、まとめ 	共場糸魚川 コモンズ	
令和2年 1月30日(木) 13時30分から	「テーマ（その3）」 <ul style="list-style-type: none"> ・市の現状、課題整理 ・講演、ディスカッション、まとめ ・まちの将来像（案）確認、戦略素案検討 	復興市営住宅 交流スペース	
4月下旬 夜	<ul style="list-style-type: none"> ・発表「私の住みたい、働きたい」 ・まちの将来像（案）確認、戦略素案検討 	にぎわい 創出広場	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像の設定、戦略（案）の作成 	にぎわい 創出広場	

糸魚川市駅北まちづくり会議（実践会議委員）

※50音順 敬称略

No.	団体名等	役職等	氏名	備考
1	花重		磯貝 正子	駅北復興まちづくり計画検討委員会前委員、個店の魅力アップ女性の会アドバイザー
2	有限会社池原印刷所	代表取締役	池原 寿子	個店の魅力アップ女性の会副会長
3	日本料理鶴来家	専務取締役	青木 資甫子	市民会議委員、スクール参加者
4	リノベーションスクール @糸魚川	サブユニットマスター	五十嵐 昌樹	株式会社ao代表取締役、スクール講師
5	リノベーションスクール @糸魚川	サブユニットマスター	猪又 直登	株式会社カネタ建設代表取締役、市民会議委員・スクール講師
6	ペンション・クルー	代表	岩崎 智	未来のチカラ提言WS参加者
7	有限会社二葉デンキ商会	代表取締役	加藤 康太郎	未来のチカラ提言WS参加者
8	EKIKITA WORKS	幹事長	木島 嵩善	市民会議委員
9	B A S E 9 6 8	取締役	小出 薫	市民会議委員、スクール参加者
10	加賀の井酒造株式会社	第18代蔵元	小林 大祐	市民会議委員
11	おもちゃ木のこ	代表	齊藤 里沙	市民会議委員
12	まちづくりらぼ	副代表	野村 祐太	市民会議委員
13	リノベーションスクール @糸魚川	ユニットB企画者	藤岡 あかね	スクール参加者
14	EKIKITA WORKS	代表	本間 寛道	市民会議委員
15	リノベーションスクール @糸魚川	ユニットA企画者	松木 美沙子	市民会議委員、スクール参加者
16	個店の魅力アップ女性の会	会長	室川 亜紀	市民会議委員
17	株式会社リノベリング	取締役	西村 浩	外部アドバイザー

糸魚川市駅北まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火（以下「駅北大火」という。）からの復興を目指し、糸魚川市復興まちづくり計画の推進及び駅北地区の新たなまちづくりに向け、遊休化した不動産その他の潜在的な地域資源を活用した民間主導によるリノベーションまちづくりを実践する戦略（以下「駅北まちづくり戦略」という。）を策定し、官民連携による着実な推進を図るため、糸魚川市駅北まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リノベーション 遊休化した不動産に改修を加え、用途を変更し、新たな価値を与えることをいう。
- (2) リノベーションまちづくり リノベーションを行うことにより新たな産業及び雇用を創出することで、市の経済の活性化を図ることをいう。
- (3) 家守 空き店舗、空き家、空き地等を所有する者及びそれらを利用して事業を起こす者の相談に応じ、事業の立ち上げを支援する者をいう。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 駅北まちづくり戦略の策定に関する事。
- (2) 駅北まちづくり戦略の推進に関する事。
- (3) その他リノベーションまちづくりの推進に関する事。

(組織)

第4条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる市内の団体の代表者が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 経済関係団体
- (2) 農林水産業関係団体

- (3) 金融機関
 - (4) 駅北大火で被災した自治会
 - (5) 新潟県糸魚川地域振興局
 - (6) その他市長が必要と認める団体
- 3 前項に掲げる者のほか、委員に次のいずれかの者を置く。
- (1) リノベーションまちづくりに関する識見を有する者
 - (2) リノベーションまちづくりを实践し、建築に関する識見を有する者
 - (3) 家守として実績を有する者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 座長は、会務を処理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が不在のときは、市長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(実践会議)

第7条 会議は、第3条に掲げる事項について、集中的に意見交換及び調査研究をさせるため、実践会議を設けることができる。

- 2 実践会議は、座長が指名する市民活動を実践する市民及び第4条第3項に準ずる専門的な識見を有する者の中から、市長が委嘱し、又は任命するもので構成する。

- 3 前条の規定は、実践会議について準用する。この場合において、同条中「会議」

とあるのは「実践会議」と、「座長」とあるのは「実践会議座長」と、「委員」とあるのは「実践会議委員」と読み替えるものとする。

4 実践会議は、検討結果を会議に報告するものとする。

5 実践会議は、駅北まちづくり戦略の実行に向けた協議を行うため、実践会議の委員、協力者、助言者等で構成する部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、産業部復興推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(糸魚川市駅北復興まちづくり市民会議設置要綱の廃止)

2 糸魚川市駅北復興まちづくり市民会議設置要綱（平成30年糸魚川市告示第187号）は、廃止する。